別紙様式（第８条第２項関係）

１．下記２以外の場合の領収書様式

|  |
| --- |
| 寄　附　金　領　収　書  　　　　　　　　　　　　　様  寄附金額　　金　　　　　　円也  　上記のとおり寄附金を受領しました。  　　　　　　　　　　　　　　　　令和　年　月　日  　　　　　　　　　　　　　　　　　国立大学法人奈良国立大学機構理事長  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　榊　　裕　之  上記の金額は，所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第2項第2号及び法人税法（昭和40年法律第34号）第37条第3項第2号に基づき，財務大臣が指定した寄附金（昭和40年4月30日大蔵省告示154号）に該当するものです。  （注）  １　この寄附金は，所得税法上の寄附金控除の対象となる特定寄附金又は法人税法上の全額損金算入を認められる指定寄附金として財務大臣から指定されています。  ２　寄附者が，この寄附金を寄附金税額控除の対象として条例で指定している都道府県・市区町村に寄附金を支払った年の翌年1月1日現在で居住している場合は，その市区町村（所得税の寄附金控除の適用を受けるために確定申告書を提出する方は税務署）へ申告することにより，個人住民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。  ３　上記の措置を受けるための申告に際して，この領収書が必要となりますので，相当期間大切に保管してください。 |

２．寄附者から税額控除を適用する申し出があった場合の領収書様式

|  |
| --- |
| 寄　附　金　領　収　書  　　　　　　　　　　　　　様  寄附金額　　金　　　　　　円也  　上記のとおり寄附金を受領しました。  　　　　　　　　　　　　　　　　令和　年　月　日  　　　　　　　　　　　　　　　　　国立大学法人奈良国立大学機構理事長  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　榊　　裕　之  上記の金額は，所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第2項第2号及び法人税法（昭和40年法律第34号）第37条第3項第2号に基づき，財務大臣が指定した寄附金（昭和40年4月30日大蔵省告示154号）に該当するものです。  また，上記の金額は，租税特別措置法施行令第26条の28の2第3項に規定する学生等に対する修学の支援のための事業に関連する寄附金に該当するものです。  （注）  １　この寄附金は，所得税法上の寄附金控除の対象となる特定寄附金又は法人税法上の全額損金算入を認められる指定寄附金として財務大臣から指定されています。  ２　寄附者が，この寄附金を寄附金税額控除の対象として条例で指定している都道府県・市区町村に寄附金を支払った年の翌年1月1日現在で居住している場合は，その市区町村（所得税の寄附金控除の適用を受けるために確定申告書を提出する方は税務署）へ申告することにより，個人住民税の寄附金税額控除の適用を受けられます。  ３　上記の措置を受けるための申告に際して，この領収書及び添付の税額控除に係る証明書の写しが必要となりますので，相当期間大切に保管してください。 |